

入札心得

〔 令和 4 年 3 月 10 日 〕
課 長 決 裁

(入札基本事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則、その他関係法令ならびにその他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札に参加してください。

(入札時の持参書類等)

- 2 入札参加者は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。書類に不備があった場合は、原則として入札に参加することはできません。

(1) 入札書 (様式第 1 号)

(2) 入札用封筒 (物件の所在地および入札者名を記載してください)

(3) 入札保証金 (現金又は銀行振出の小切手)

(4) 入札保証金納付書 (様式第 2 号)

(5) 身分証明書 (個人、共同買受)

※入札日前 3 か月以内に本籍地のある市区町村長等の発行したもの

(6) 住民票 (個人、共同買受)

※個人番号 (マイナンバー) の記載がなく入札日前 3 か月以内に発行されたもの

(7) 法人登記簿謄本 (法人)

※入札日前 3 か月以内に発行されたもの

(8) 委任状 (様式第 3 号) (代理人が入札を行う場合に必要となります)

(9) 代表者選任届 (様式第 4 号) (共同買受の場合に必要となります)

(10) 誓約書 (様式第 5 号、様式第 6 号)

(11) 役員等名簿 (法人の場合誓約書に添付) (様式第 7 号)

(12) 印鑑 (代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑を持参してください)

(入札保証金)

- 3 入札保証金の取扱いについては、次の各号のとおりとします。
- (1) 入札保証金は、入札保証金納付書とともに、現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を当該入札物件の所在地および入札者名を記載した封筒に入れて入札受付時に納付し、入札保証金受領書を受け取ってください。
 - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができます。
 - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は返還しません。
 - (4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は、当日還付します。

(入札受付)

- 4 入札参加者は、入札受付を入札開始10分前までに行ってください。入札受付時間を過ぎてからの受付は認めず、入札に参加することはできません。

また、入札参加者が多数あり、入札受付に時間を要する場合、受付時間内に会場に到着していた参加者全員の受付が終了するまで、入札開始時間を遅らせることがあります。この場合、受付終了後、直ちに入札を開始します。

(入札書)

- 5 入札書には、物件番号、物件の所在地、入札参加者の住所、氏名(法人の場合は所在地、会社名および代表者名)を記入のうえ、押印してください。

また、代理人が入札する場合は、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、委任状に押印した代理人使用印を押印してください。

(入札書の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。【例】¥123,456

また、記入にあたっては黒インクのボールペン等(消せるボールペン

は不可) を使用することとし、記載事項を訂正するときは、2本線を引き上部に正書のうえ押印してください。ただし、入札金額の訂正はできません。

(入札の方法)

- 7 入札参加者は、第5号にある入札書を当該入札物件の所在地および入札者名を記載した封筒に入れ、市の担当者の指示に従い入札かごに提出してください。

なお、入札書は、当課窓口やホームページからのダウンロードで入手することができますが、当日会場での記入も可能とし、入札書を提出する直前まで記入することができます。

(入札書の書替え等の禁止)

- 8 提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の中止等)

- 9 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期もしくは停止、又は中止することがあります。

(1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。

(2) 天災地変その他やむを得ない事由により市長が認めるとき。

(入札の無効)

- 10 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
(落札者の決定)

11 落札者は、最低入札価格以上で最高価格の入札を行った者とします。
落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定します。

なお、落札者には、入札終了後、概ね1週間程度で落札決定通知書を交付します。

(契約の締結)

12 落札者は、市有財産売買契約書により、落札決定通知書を発した日から起算して7日以内に契約の締結をしなければなりません。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、その期間を延長することができます。

また、期限までに契約を締結しないときその落札は無効となりますが、その際、契約辞退届(任意様式)を提出していただきます。

(契約保証金の納付)

13 契約締結後、直ちに契約保証金として、売買代金の100分の10以上に相当する金額(入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額)を市が発行する納入通知書で納付してください。

また、契約保証金は、売買代金完納後、契約者の提出した契約保証金払出請求書(任意様式)に基づき口座振込で還付しますが、契約者の申出により、当該売買代金の一部に充当することができます。

(売買代金の納付)

14 契約者は、契約締結後30日以内で市が指定する期日までに売買代金を市の発行する納入通知書により納付してください。契約者がこれを履行しないときは、契約保証金は返還しません。

なお、正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった場合は、当該年度に財産管理活用課が実施する他の入札に参加することができません。

また、契約者が納付期限までに売買代金の残額を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、未払代金に年3.0パーセントの割合を乗じて算定した金額を、遅延損害金として支払わなければ

ばなりません。

(所有権移転登記と公租公課)

15 落札した財産の所有権移転登記手続きは、売買代金の完納を確認後、市が行います。

なお、所有権移転登記手続きに要する不動産登録免許税および所有権移転後の公租公課等は、契約者の負担とします。

(異議の申立て)

16 入札者は、入札後この心得、その他入札条件等の疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

附 則

この入札心得は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和4年8月10日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和5年8月15日から施行する。